

内閣参質二一三第五一号

令和六年三月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員鈴木宗男君提出埼玉県における公立別学高校の廃止に向けた動きに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員鈴木宗男君提出埼玉県における公立別学高校の廃止に向けた動きに関する再質問に対する

答弁書

一について

我が国は、千九百八十五年六月二十五日に、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和六十年条約第七号。以下「女子差別撤廃条約」という。）を批准した。

二について

お尋ねについては、女子差別撤廃条約に違反するとは認識していない。

三について

お尋ねのとおりである。